

医 地 第 2 9 3 号
令 和 4 年 6 月 3 0 日

県内分娩取扱施設の開設者 様

静岡県健康福祉部医療局地域医療課長

産科医療施設等整備事業計画書（施設整備及び設備整備）の提出について（照会）

日頃、本県の医療行政について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和4年度に産科医療施設等の施設整備又は設備整備において「産科医療施設等整備事業費補助金」の活用を希望される場合には、下記により事業計画書を御提出ください。

なお、整備計画が無い場合、提出は不要です。

記

- 1 対象施設 病院、診療所、助産所であって、分娩を取り扱う施設
(新規開設にあつては、事業を行う年度に分娩を取り扱う施設)
- 2 対象経費等 別紙のとおり
- 3 提出資料
 - ・ 産科医療施設等整備事業計画書
施設整備：様式2及び様式3-10
設備整備：様式1-15
※ 以下のアドレスからダウンロードしてください。
※ 施設整備と設備整備で様式が異なりますので御注意ください。

静岡県ホームページ → 県政情報 → 電子行政サービス「申請書等ダウンロード」
→ 健康福祉部 → 医療局地域医療課
→ 産科医療施設等整備事業費補助金の事業計画書

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/BF9EFC56F2ABBE46492583C0003C812F>

4 提出期限 **令和4年7月14日（木）【厳守】**

※ 提出がない場合、要望なしとみなしますのであらかじめ御了承ください。
要望があり、期限までの提出が難しい場合は、別途御連絡ください。

5 提出方法 下記アドレス宛てメール送信

※ 事業計画書は電子媒体で国に提出しますので、**メールでのエクセルファイル送付**をお願いいたします。メールが使用できない場合は、別途御相談ください。

※ メールのは件名は「令和4年度産科医療施設等整備事業計画書の提出」としてください。

6 提出先 静岡県健康福祉部地域医療課

e-mail chiikiiryous@pref.shizuoka.lg.jp

7 その他

- ・ 留意事項及び補助金事務手続きについては、別添の「産科医療施設等整備事業における留意事項」及び「産科医療施設等整備事業の手続きについて」を御確認ください。
- ・ 本照会は、県が国庫補助金の採択を受けるに当たり、県内の整備事業計画の状況を確認することを目的としています（補助金の採択を約束するものではありません）。

担 当 地域医療班 大石

電 話 054-221-2348

F A X 054-221-3291

産科医療施設等整備事業費補助金の対象経費等

1 補助対象経費等

補助の対象			補助率 (額)	下限額
事業 区分	補助対象経費	補助基準額		
施設 整備	産科医療施設等として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	次に掲げる基準面積に、基準単価（2 補助基準単価を参照）を乗じた額 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等（※1） 194㎡ (2) 宿泊施設（※2） 室数×40㎡（ただし、2室を限度とする。） (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。	1 / 2	1 か所につき 1,000千円
		産科医療施設等として必要な医療機器購入費		1 か所当たり17,035千円

（※1）処置室、診察室等分娩に関わる施設は全て（1）に含める

（※2）妊産婦の家族等、入院患者以外が宿泊するための施設を（2）に含める

2 補助基準額単価

施設整備の積算に用いる基準単価については、以下のとおり変更が検討されている。

基準単価の変更は、現時点で正式に決定されたものではなく、県交付要綱も改正されていないが、令和4年度の事業計画書及び申請書等の提出にあたっては、単価を以下のとおり読み替えて事業費を積算するよう、注意すること。

種目別	構造別	1㎡あたり単価（円）	
		令和3年度まで	令和4年度以降
分娩室、病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	224,000	<u>227,100</u>
	ブロック	195,600	<u>198,300</u>
	木造	224,000	<u>227,100</u>
宿泊施設	鉄筋コンクリート	249,700	<u>253,200</u>
	ブロック	218,400	<u>221,500</u>
	木造	249,700	<u>253,200</u>

（注）1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とすること。

- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とすること。

3 施設整備事業の基準額算出の例

(例)・鉄筋コンクリート造、200 m²の分娩室の改修

- ・総事業費 40,000,000 円、うち補助の対象となる経費が 38,000,000 円、うちその他の経費が 2,000,000 円

(補助所要額の算出)

①面積の判断 基準面積 194 m²…(a)

建築面積 200 m²…(b)

→ (a) < (b) であるため、面積は(a) 194 m²を採用する。

②単価の判断 基準単価 227,100 円 (鉄筋コンクリート) …(a)

建築単価 190,000 円 (補助対象経費 38,000,000 円 ÷ 200 m²) …(b)

→ (b) < (a) であるため、単価は(b) 190,000 円を採用する。

③補助所要額の積算

$$\textcircled{1}194 \text{ m}^2 \times \textcircled{2}190,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{\underline{18,430,000 \text{ 円}}}$$

※補助所要額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

(例) 補助所要額 8,325,500 円 → 8,325,000 円